特別区民税

	1 3 /4 3		
年度	都 民 税	特定株式等配当等·	譲渡等所得金額計算書

1 月 1 日 現在の住所	品川区				
現住所	同上)				
フリガナ			生 年 月	日	
氏 名			年	月 日	
個人番号		電話番号	()	
代理人が申告する場合は以下も記入 (委任状等を添付してください。)					
代理人住所			本人との関係		
代理人氏名		電話番号	()	

上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る特別区民税・都民税(以下、「住民税」といいます。)の課税方式について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の項目を記入の上、提出してください。 ただし、確定申告にてこれらの所得の全部の申告不要を選択した場合、この計算書および住民税申告書を提出する必要はありません。

裏面に必要書類および詳細の注意事項の記載がございます。

① 上場株式等に係る各所得の住民税の課税方式の選択について

特定口座の証券会社・	譲渡等所得・損失の金額(損益通算前)	配当等所得の金額(損益通算前)	
配当等の支払者等の	特別徴収された譲渡所得割の額	特別徴収された配当割の額	
名称	住民税の課税方式(譲渡等所得・損失)	住民税の課税方式(配当等所得)	
	PI	円	
	円	円	
	□申告分離課税 □申告不要	□総合課税 □申告分離課税 □申告不要	
	PI	H	
	円	円	
	□申告分離課税 □申告不要	□総合課税 □申告分離課税 □申告不要	
	Н	円	
	н	円	
	□申告分離課税 □申告不要	□総合課税 □申告分離課税 □申告不要	
	Н	円	
	円	円	
	□申告分離課税 □申告不要	□総合課税 □申告分離課税 □申告不要	
	円	円	
	円	円	
	□申告分離課税 □申告不要	□総合課税 □申告分離課税 □申告不要	

② 住民税の繰越損失額について

所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、住民税の繰越損失額を以下に記入してください。**(申告不要とした損失は繰り越せません。)**

※下表が空欄の場合、繰越損失額はないものとみなします。

上場株式等の譲渡所得等	本年から差引く繰越損失額	円
	翌年以後に繰り越される損失額	円
上場株式等の配当所得等	本年から差引く繰越損失額	円

【申告方法】

この計算書のみでは申告をすることができません。

以下の必要書類を添付して申告してください。

◆必要書類

- (1)特別区民税·都民税申告書 ※1
- (2)特定株式等配当等・譲渡等所得金額計算書(本紙) ※1
- (3)確定申告書の控え(写し可) ※2
- (4)特定口座年間取引報告書(証券会社発行)や配当金計算書(支払者発行)等の写し
- (5)申告者の本人(個人番号)確認書類の写し(窓口にて提出する場合は原本を提示)
 - ※1 品川区ホームページよりダウンロードができます。
 - ※2 税務署に確定申告をまだ提出していない場合は不要です。 ただし、その場合は特別区民税・都民税申告書に確定申告の内容をすべて記載してください。

【申告期限】

3月15日までに提出をお願いします。

- ※ 期限が土日祝日の場合は翌営業日が申告期限です。
- ※ 各年度の納税通知書が送達された日以降に提出されたものにつきましては無効となります。

【申告に際しての注意事項】

● 確定申告で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択されると、特別区民税・都民税申告書および本紙の提出は不要となります。

ただし、下記等に該当する場合は、特別区民税・都民税申告書および本紙の提出が必要となります。

- ▶ 配当所得・譲渡所得等の住民税の特別徴収が行われていない
- ▶ 一部申告する配当所得・譲渡所得等(課税方法の選択の対象外となる所得を含む)がある
- ▶ 譲渡損失の繰越控除の適用を受けたい場合
- ▶ 所得税と異なる控除の適用を受けたい場合
- 確定申告では提出不要とされた書類でも、住民税の特別徴収を確認するため、提出を求める場合があります。
- 対象となる配当所得・譲渡所得等は所得税 15.315%と住民税 5% (合計 20.315%) が源泉徴収されているものに限ります。特定口座(源泉徴収有)内の損益通算により、所得税と住民税の源泉徴収税額が 0 円となっていても課税方式の選択の対象になります。ただし、所得税 20.42%を源泉徴収されている非上場株式等の配当所得や、住民税が特別徴収されていない上場株式等に係る所得は課税方式の選択の対象外です。
- ●確定申告書、特別区民税・都民税申告書や必要書類の不備等により、課税方式が選択できる所得か判断ができない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。また、配当所得・譲渡所得等の住民税の特別徴収が確認できない場合、税額通知書発付後に改めて当該所得分について課税する場合があります。
- 一度選択した課税方式を変更することはできません。
- 特定口座を保有している場合、同一口座内の特定の銘柄ごとに課税方式を選択できません。
- 同一口座内で譲渡損失と配当所得等を損益通算している場合、いずれか一方のみを申告することはできません。
- 申告不要を選択した配当所得・譲渡所得等について、配当控除、配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適 用を受けることはできません。
- 申告不要を選択した譲渡損失について、繰越控除の適用を受けることはできません。
- 過去2年以内に繰り越している譲渡損失があり、翌年度以降に繰り越す旨の申告がない場合、翌年度以降に譲渡損失を繰り越すことはできません。

【申告書の提出・お問い合わせ先】 〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番 36 号

品川区役所 税務課 課税担当

電話番号 03-3777-1111代)